職務内容書

【公募対象ポストのミッション、求められる人材のイメージ】

- 〇日本小型船舶検査機構 理事長
 - ・当機構は、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、小型船舶 の登録等に関する法律等関係法令に基づき、小型船舶の検査、小型船舶の登録測 度及び小型船舶用原動機放出量確認等業務を実施しています。
 - ・公募する理事長は、国に代わって小型船舶の検査事務等を行う機関の長として、 当機構を代表して関係機関と連絡調整を図りながら、当機構の業務の適正な実施 と経営の安定を図るという観点からその業務を総理することが求められます。
 - ・特に、令和4年7月の国土交通省知床遊覧船事故対策検討委員会中間取りまとめ を踏まえ、船舶検査の実効性を向上させる必要があり、このための対策を確実に 実施することが求められます。
 - ・そのため、当該業務を的確に遂行できる十分な管理・運営能力を有し、豊かな人格、広範・専門的な知識、適切な判断能力等を兼ね備えた者を求めています。

1. 日本小型船舶検査機構の概要

(1)業務概要

当機構は、国の代行機関の役割を担いつつ、経営面では完全に自主独立した 特別民間法人であり、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法 律、小型船舶の登録等に関する法律等関係法令に基づき、小型船舶の検査、小 型船舶の登録測度及び小型船舶用原動機放出量確認等業務を実施している。主 な業務内容は以下のとおり。

- ①小型船舶の検査
- ②小型船舶に設置される原動機に係る放出量確認、原動機取扱手引書の承認 及び国際大気汚染防止原動機証書の交付
- ③小型船舶又は小型船舶に係る物件に関する検定
- ④小型船舶の登録測度
- ⑤小型船舶の堪航性及び人命の安全の保持に関する調査、試験及び研究
- ⑥外国及び関係機関との協力及び連絡調整
- (7) 当機構の目的を達成するために必要な業務

(2)組織

〇本部:2部8課1室

- 総務部 (総務課、人事課、経理課)
- 業務部(業務課、検査検定課、登録測度課、調査企画課、 広報サービス課、お客様相談室)

〇支部:全国31支部

- (3) 人員 役員: 4名 職員: 238名(令和4年9月現在)
- (4) 事業規模:約29億円(令和4年度予算)

2. 公募対象ポスト

理事長1名

(任期:令和5年1月28日から令和7年1月27日までの2年間)

3. 職務内容

機構を代表して機構全体の業務を総理し、役職員を指揮監督する。

4. 必要な資格・経験等

- ・原則として任期満了時点で65歳未満であること。ただし、特別な事情がある場合には、任期満了時点で70歳未満の者も可とする。
- 機構の経営運営を実施していくに当たって強い意欲が認められること。
- ・中立性・公平性を担保して業務を遂行できるよう、在任中は周囲の誤解を招くような利害関係者との接触を慎むことができる人格高潔で高い倫理観を 有すること。
- ・自立経営の下に行政事務の代行を果たす機構の特別な役割と法人形態を十分 認識した上で、業務の適正な実施と経営の安定を図る観点から当機構の組織 と事業運営を統括する役割を担うため、これに見合う豊かな人格、広範・専 門的な知識、適切な判断能力等を兼ね備えていること。特に当機構が行う小 型船舶の検査や登録業務についての専門的知識及び大学工学系卒業程度の 知識を有するとともに、船舶関係の法令に精通していること。
- ・海事関連分野における安全や環境等の課題に関しても高度でバランスのとれ た見識を有すること。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間企業等の組織であって、地方 出先組織を含めた全国組織の管理経験を有し、当機構組織を管理・運営する 上で十分な能力を有していること。
- ・国、独立行政法人、地方公共団体、大学、民間企業等の組織との円滑な渉外 交渉や調整業務のできる十分な能力を有していること。

5. 欠格条項等

以下に該当する者は役員となることはできません。

・船舶安全法第25条の18及び第25条の21に該当する者 【参考】船舶安全法(抜粋)

(役員の欠格条項)

第25条の18 次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

- (1) 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)
- (2) 船舶、船舶用機関若しくは船舶用品の製造、改造、整備若しくは販売の事業を営む者 又はこれらの者が法人であるときはその役員(いかなる名称によるかを問わず、これと 同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)
- (3) 前号に掲げる事業者の団体の役員(いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。)

(役員の兼職禁止)

第25条の21 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、国土交通大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

6. 勤務条件

- ①勤務形態:常勤
- ②勤務地:日本小型船舶検査機構本部(東京都千代田区九段北4-1-3)
- ③勤務時間:役員であることから勤務時間、休暇の定めなし(地震災害時など 業務上必要がある場合には、時間を問わず勤務)
- ④給与:理事長 年収約1,800万円(税込み)※令和5年見込み
- ⑤福利厚生 健康保険、厚生年金、健康診断(年1回)

【応募書類】

- ①履歴書(Word 形式) (PDF 形式)
 - 4. 「必要な資格・経験等」の有無を確認することができる内容が記載されていることが望ましい。添付の記入要領をご確認ください。
- ②自己アピール文書 (Word 形式) (PDF 形式)

A4横書きで2枚以内、2,000字程度。自らがこのポストに適任であることを示すため、希望する役職の業務内容及び必要な資格・経験等に照らし、簡潔にまとめたもの。